

# 令和8年度 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金 募集要項

## 1 趣旨

この補助金は、多様かつ複合的な困難に直面している支援が必要な子ども等を早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みをつくることに加え、子ども等の居場所づくり、地域とのつながりの確保を目的として、県内で子ども等に対して地域のボランティアが無料又は低額で食事を提供する民間団体等の取組み（以下、「子ども食堂」という。）の運営経費を予算の範囲内で補助します。

## 2 実施主体

島根県（健康福祉部地域福祉課）

【所在地】 〒690-8501 松江市殿町1番地

【電話】 0852-22-6878

【FAX】 0852-22-5448

【mail】 [seikon@pref.shimane.lg.jp](mailto:seikon@pref.shimane.lg.jp)

## 3 対象団体

対象団体は、次に掲げる要件を満たす子ども食堂とします。

- (1) 事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないこと。
- (2) 食事の提供を定期的を実施すること。
- (3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあり、補助対象期間に5回以上開催する見込みがあること。
- (4) 18歳未満のこどもの利用者が補助対象期間において総利用者の概ね3割以上であること。
- (5) 18歳未満のこどもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
- (6) 参加者は幅広く募集し制限しないこと。
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。
- (8) 当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

## 4 対象となる経費

食事提供に必要な経費で詳細は別表1のとおり

補助金：1団体あたり25万円以内

## 5 対象となる事業期間（補助対象期間）

令和8年4月1日～令和8年12月31日

※当該期間の経費であれば、交付決定以前のものも補助対象とします。

## 6 応募方法

### (1) 申請書類

以下の書類を、郵送にて提出してください。

- ① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金交付申請書（様式1）
- ② 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金事業計画書（様式1-2）
- ③ 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金補助金経費予算書（様式1-3）
- ④ 団体の規約、会則、定款等（ない場合は不要です。）
- ⑤ その他、活動内容（定例の活動、イベント、研修会等）がわかるチラシがある場合は添付してください。

申請 URL

※申請様式は、「島根県」のホームページよりダウンロードしてください。

（ <https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/kodomo-ibasyo.html>）

### (2) 申請期間

令和8年6月30日（月）～令和8年9月30日（水）当日消印有効

※申請額が予算総額に達した場合、申請期間内であっても応募を締め切る場合があります。

## 7 交付決定

### (1) 交付決定

申請書一式を受理後、その内容を審査し、適当と認めるときは補助を決定し、決定した団体へ決定通知を送付します。

### (2) 補助金の支払い

概算払を希望する場合、決定通知受理後、以下の書類を各団体から下記問い合わせ先へ郵送で提出してください。

- ① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金概算払請求書（様式4）
- ② 口座振替申出書（様式4-2）

請求書受領後に指定口座へ送金します。（請求書送付にあたっては、団体名義の口座が必要となります。）

## 8 事業の変更または中止にかかる事前承認

事業内容を変更（軽微なものを除く。）または事業を中止する場合には、様式3により、事前に島根県知事の承認を得る必要があります。

また、交付決定額が25万円に満たない場合で、増額を希望される場合も様式3の提出が必要です。

## 9 事業報告及び補助金の精算

### (1) 実績報告

補助対象となる事業終了後、2か月以内または令和9年2月10日（水）のいずれか早い日までに以下の書類を提出ください。

- ① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金事業実績報告書（様式5）

② 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金事業実績報告書（様式5-2）

③ 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金経費報告書（様式5-3）

④ 支出が確認できる書類（領収書、レシート等※）の写し

※補助対象経費として認める要件として、購入日、金額（総額）、購入商品の内訳が必要です。「食材一式」等購入品目が不明な場合は補助対象経費に含めることができません。領収書等を受領される際ご注意ください。また、令和9年1月1日以降の領収書等は補助対象期間外となりますので同様に補助対象経費に含めることができません。

⑤ その他活動日が記載されているチラシ等を添付してください

⑥ 仕入控除額が0円であっても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）を提出してください。

## （2）補助金額の確定

島根県は、実績報告書の内容を審査した上で補助金の額を確定し、通知します。

## 10 補助金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

（1）偽りその他不正の手段により、補助金の決定を受け、交付を受けたとき。

（2）補助の対象となる活動の実施実績がないとき。

（3）子ども食堂に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

（4）補助対象期間において、こどもの利用者の割合が2割未満となった場合。ただし、知事が特に理由があると認めた場合はこれに限りません。

## 11 補助金の経理

申請団体は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

## 12 申請及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県 健康福祉部 地域福祉課（担当：黒目）

TEL 0852-22-6878 FAX 0852-22-5448 Email [seikon@pref.shimane.lg.jp](mailto:seikon@pref.shimane.lg.jp)

別表 1

補助対象経費		補助金の額
食料費	・ こども食堂実施に必要な食料品の購入費用	25万円以内 (補助率 10/10)
消耗品費	・ こども食堂実施に必要な消耗品の購入費用（紙皿、割り箸等）※1件 10万円未満に限る。 ※開設のための初度設備に該当するもの及び、耐用年数が5年を超えるものは除く。	
会場使用料	・ こども食堂を実施する会場の使用料	
保険料	・ こども食堂実施に必要なボランティア保険料	
広報費	・ こども食堂実施の広報に係る費用	
衛生用品費	・ 衛生用品の購入費用（マスク、消毒液、パーテーション、非接触型検温器等） ※1件 10万円未満に限る。 ※開設のための初度設備に該当するもの及び、耐用年数が5年を超えるものは除く。	

注1) こども食堂を自己施設（レストラン、喫茶など）で行う場合、こども食堂に関する経理とその他の事業について、会計を明確に区分して経理しなければならない。

注2) 消耗品費等として購入した物品は、こども食堂以外の用途に使用してはいけない。

注3) イベント等の開催に要する費用（謝金、講演料、デコレーションに係る費用等）は、補助対象外とする。

注4) 厨房器具（鍋、フライパンなど）の購入経費についても、注1，注2を満たすことを条件に対象経費に含むものとする。この場合、消耗品費に計上して申請等すること。

注5) 令和9年1月1日以降に開催するための経費は補助対象外となる。

ただし、保険料の支払いで年払いとなるものを除く。

注6) 補助対象経費として計上された経費について、別途確認する場合がある。